

平成 30 年 5 月 30 日

「登録有形文化財登録証」の伝達について

登米市登米町寺池三日町の「海老喜旧店舗 一棟」ほか七棟が、文化財保護法第 57 条第 1 項の規定により、平成 30 年 5 月 10 日（官報告示日）付けをもって文化財登録原簿に登録されました。

下記により、登米市教育委員会から登録有形文化財登録証の伝達を行います。

記

1 日 時

平成 30 年 5 月 31 日（木） 午後 1 時 30 分から

2 場 所

登米市中田庁舎 3 階 教育長室

3 伝達者

登米市教育委員会 教育長 高橋 富男

4 受領者

登米市登米町寺池三日町 22 番地 海老名 和夫 氏

5 参 考

登録有形文化財登録 八棟

登録番号第 04-0151 号	海老喜旧店舗	一棟
登録番号第 04-0152 号	海老喜表蔵	一棟
登録番号第 04-0153 号	海老喜主屋	一棟
登録番号第 04-0154 号	海老喜味噌醤油仕込蔵	一棟
登録番号第 04-0155 号	海老喜作業場	一棟
登録番号第 04-0156 号	海老喜文庫蔵	一棟
登録番号第 04-0157 号	海老喜旧酒蔵（蔵の資料館）	一棟
登録番号第 04-0158 号	海老喜旧醤油仕込蔵 （海老喜ホール）	一棟

〔問い合わせ〕

登米市教育委員会教育部
文化財文化振興室 阿部
TEL：0220-34-2332（直通）